

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月12日
【会社名】	株式会社網屋
【英訳名】	AMIYA Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 晃太
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【電話番号】	(03)6822-9999
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
【電話番号】	(03)6822-9999
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 1,500,000,000円 (第3回新株予約権証券) その他の者に対する割当 8,185,600円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,055,225,600円 (注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額の総額並びに第3回新株予約権証券の払込金額の総額及び新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての第3回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、第3回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第3回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社網屋第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,500,000,000円
各社債の金額(円)	金37,500,000円
発行価額の総額(円)	金1,500,000,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は2026年2月20日から2026年2月25日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日(以下「条件決定日」という。)に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)
発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金100円とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株予約権付社債」に定める方法と同様の方法で算定された結果、かかる再算定結果に係る評価額レンジの下限が金100円を上回る場合には、かかる評価額レンジの下限の金額とする。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	2030年12月30日(月)
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。 2 社債の償還の方法及び期限 (1) 満期償還 本社債は、2030年12月30日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還

イ 組織再編行為による繰上償還

本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)は、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合において、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本イにおいて「繰上償還日」という。)の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を以下の償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(以下に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)

以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「東証終値」という。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において下記「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項、及び「」に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の東証終値の平均値は、下記「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項乃至「」に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

	<p>□ 公開買付けによる繰上償還</p> <p>本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、公開買付け(以下に定義する。)が行われた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本口において「繰上償還日」という。)の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号イに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>「公開買付け」とは、金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合をいう。</p> <p>八 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本八において「繰上償還日」という。)の10銀行営業日(但し、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には20銀行営業日)以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。</p> <p>二 支配権変動による繰上償還</p> <p>本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該支配権変動事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本二において「繰上償還日」という。)の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号イに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。</p>
--	--

	<p>木 スクイーズアウトによる繰上償還 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本ホーにおいて「繰上償還日」という。)の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、本号イに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>ヘ 財務制限条項抵触による繰上償還 本新株予約権付社債権者は、財務制限条項抵触事由(以下に定義する。)が生じた場合には、その選択により、当社に対して、償還を希望する日(以下、本ホーにおいて「繰上償還日」という。)の10銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する(注)。 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2026年12月期以降の各事業年度末における通期の貸借対照表(但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表)に記載される純資産合計の金額が、直前の事業年度末日における通期の貸借対照表(但し、連結貸借対照表を作成している場合には連結貸借対照表)に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合又は当社の2026年12月期以降に終了するいづれかの事業年度を最終年度とする2連続事業年度中の各事業年度における通期の損益計算書(但し、連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載される経常損益がいづれも損失であった場合をいう。 (注) 但し、本第三者割当契約により、本新株予約権付社債権者は、本第三者割当契約に規定する改善計画が財務制限条項抵触事由が生じた日から90日以内に提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合に限り、本社債の繰上償還を請求することができるときとされている。</p> <p>(3) 本項に定める繰上償還日が銀行休業日にあたるとときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号(住所:東京都千代田区丸の内一丁目5番1号、業務執行組合員:シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社(以下「シンプレクス」という。))(以下「割当予定先」という。)に全額を割り当てる。 (後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」を参照。)

申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	2026年3月13日(金)
申込取扱場所	株式会社網屋 経営企画部 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
払込期日	2026年3月13日(金) 本新株予約権の割当日も同日とする。
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が下記「(新株予約権付社債に関する事項)」「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項」、下記「(新株予約権付社債に関する事項)」(注)3. 株式の交付方法又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3. 本新株予約権付社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 本新株予約権付社債の募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定ですが、その内容については下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ロックアップについて」をご参照ください。

6. 本新株予約権付社債は、2026年2月12日(木)開催の当社取締役会において発行を決議しています。

7. 本新株予約権付社債及び第3回新株予約権(以下、本(注) 7. 及び下記(注) 8.において「本新株予約権」といいます。)について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨
本新株予約権付社債及び本新株予約権については、本日公表の「資本業務提携、株式の売出し、並びに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において発表しております資本業務提携、自己株式の取得及び2025年12月期決算短信(以下「本決算短信等」といいます。)による株価の変動を踏まえた公正な発行価額とするため、条件決定日に最終的な条件を決定いたします。
本新株予約権付社債や本新株予約権のように、証券を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、当該証券の発行を決議した日に、全ての条件を決定します。
しかし、当社は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行決議日(2026年2月12日)と同日である本日付で、本決算短信等を公表しており、これにより、発行決議日以降の当社の株価に影響が出る可能性があります。本決算短信等の公表に係る市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に本決算短信等の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件とこれらの証券の発行時ににおける実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております(なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「(注) 8. 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定方法」に記載のとおりです。)。そこで、本決算短信等の公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日から一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が本決算短信等の公表を織り込むために要する日数としては、5取引日から7取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から6取引日から8取引日後にあたる、2026年2月20日から2026年2月25日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。

8. 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行条件の決定方法

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権付社債について各社債100円につき100円、本新株予約権につき1個当たり金2,558円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として、上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額といいたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は上記発行決議日時点における本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額のままで据え置かれます。また、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額についても、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を、転換価額及び行使価額といいたします。

すなわち、有利発行の問題が生じないような発行条件を決定する方針の下、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における株価状況を考慮した発行条件を採用しつつ、条件決定日において本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないという仕組みを採用しております。したがって、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額が、本新株予約権付社債について各社債100円につき100円、本新株予約権につき1個当たり金2,558円という発行決議日時点における発行価額を下回って決定されることはありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 転換価額は、当初、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額とする。但し、転換価額は本欄第3項の規定に従って調整される。</p> <p>3 転換価額の調整 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}$ <p>新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>() 下記()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

- () 下記 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記 ()に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第3回新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)
- 調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記 ()に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
- 調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に本項による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前}}{\text{転換価額}} - \frac{\text{調整後}}{\text{転換価額}} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記 に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金37,500,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- () 「特別配当」とは、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金37,500,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額(金37,500,000円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数に、()20円又は()各基準日の属する事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に60%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額(但し、当該金額が0円を下回る場合(当該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には0円とする。)のいずれか高い金額を乗じた金額の当該事業年度における累計額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- () 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。
転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日(但し、上記()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記()の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てる当社の普通株式数を含まないものとする。
- 上記記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記（）に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年3月16日から2030年12月30日までとする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。</p> <p>1 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日 2 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 3 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号又は第(3)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 4 当社が、上記「（注）2.期限の利益喪失に関する特約」に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項はありません。 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われた日に発生する。
- (3) 上記(1)及び(2)に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録又は自己株式の当社名義からの振替を行うことにより株式を交付する。

4. 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない点について

本新株予約権付社債の転換に際しては、当該転換に係る本新株予約権付社債の社債部分が出資され、かかる転換に際して追加で金銭の払込みを行うことは不要である。なお、当該転換によって交付される当社普通株式の数は、転換に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数となる。また、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

5. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当予定先との間で2026年3月13日付で締結する予定の、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」という。)において、割当予定先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権付社債の転換を請求しないものとする旨が定められる予定である

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	3,200個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金8,185,600円(本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個あたりの発行価額に3,200を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり2,558円(本新株予約権の目的である株式1株当たり25.58円)とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株予約権」に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権1個あたりの払込金額が2,558円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を1個あたりの払込金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年3月13日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社網屋 経営企画部 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号
払込期日	2026年3月13日(金)
割当日	2026年3月13日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 築地支店

(注) 1. 第3回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年2月12日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で本第三者割当契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で本第三者割当契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権証券の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式320,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}}{\text{調整前行使価額}}$</p> <p>3 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(下記第(2)号に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額とする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}{\text{調整前行使価額}}$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社の業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除く。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- () 当社は、本新株予約権の発行後、下記()に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{時価}}{\text{時価}} - \frac{1\text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- () 「特別配当」とは、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2030年12月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、()20円又は()各基準日の属する事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益に60%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額(但し、当該金額が0円を下回る場合(当該事業年度において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には0円とする。)のいずれか高い金額を乗じた金額の当該事業年度における累計額とする。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- () 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,055,225,600円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額(発行価額)の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年3月16日から2030年12月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 築地支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。但し、本第三者割当契約において本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生する。

(4) 上記(1)乃至(3)に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

2. 新株予約権証券の不発行及び社債、株式等の振替に関する法律の適用等

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。また、本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

3. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当予定先との間で2026年3月13日付で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先は、払込期日から1年間は、当社の事前の同意なく本新株予約権を行使しないものとする旨、及び、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本第三者割当契約に従い、本新株予約権を取得する旨が定められる予定である。具体的には、当社が発行する株式について、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合において、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(イ)に定義する承継会社等の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ロ)に定義する公開買付けがなされた場合、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ハ)に定義する上場廃止事由等が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合若しくは東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(二)に定義する支配権変動事由が生じた場合、本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ホ)に定義するスクイーズアウト事由が生じた場合、又は本新株予約権付社債の発行要項第11項第(2)号(ヘ)に定義する財務制限条項抵触事由が生じた場合であって、本第三者割当契約に規定する改善計画が同項に従い提出されず、若しくは財務制限条項抵触事由が生じた日を含む事業年度の翌事業年度において財務制限条項抵触事由が解消しなかった場合をいう。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,555,225,600	10,000,000	2,545,225,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額(1,500,000,000円)、本新株予約権の発行価額の総額(8,185,600円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,047,040,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権付社債の発行価額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計2,545百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
既存事業への投資	1,000	2026年3月～2027年12月
M&A及び資本業務提携に関わる費用	1,545	2026年3月～2028年12月
合計	2,545	-

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
2. 株価水準等により本新株予約権の行使が進まず想定どおりに資金を調達できない場合は、投資計画の実行時期・内容の見直し、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又はその他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境の変化や投資機会の状況等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 本新株予約権付社債の払込金額1,500百万円及び本新株予約権の発行価額(オプション料(プレミアム))8百万円の合計は1,508百万円であり、発行諸費用10百万円を控除した差引手取概算額1,498百万円を、上記に1,000百万円及び上記に498百万円充当する予定です。また、本新株予約権の行使により払い込まれる資金(最大1,047百万円)が得られた範囲で、上記に順次充当する計画です。なお、本第三者割当契約に基づき、本資金調達により調達する資金を、直接的又は間接的に自己株式を取得する目的に用いないものとする旨を定める予定です。

(募集の目的及び理由)

当社は、データセキュリティ領域において国産SIEM(注1)「ALog」を中心とする「ALog」シリーズ(「ALog」「ALog Cloud」「ALog MDR(注2)」等)を展開し、ログ収集・管理・分析を通じた不正検知及び運用負荷低減を支援しております。また、ネットワーク領域では「Network All Cloud」シリーズとして「Verona」と及び「Hypersonix」等を展開し、クラウド上の集中管理センターを介した構築・運用・保守の一元的な管理サービスの提供を通じて、顧客のネットワーク運用の高度化とセキュリティ対策の実現を支援しております。加えて、コンサルティングやセキュリティ監査、脆弱性診断等、統合的なセキュリティサービスとして「NATURE SERIES」、さらにクラウドCSIRT(注3)サービス「セキュサポ」を拡充し、製品提供に加えて運用・監視・対応等、網羅的なサイバーセキュリティサービスを目指し、支援領域の拡大を図っております。

当社が、変化の速いサイバーセキュリティ市場において競争力を維持しつつ成長を継続するためには、既存サービス(ALogシリーズ、Network All Cloud、NATURE SERIES、セキュサポ等)の機能強化・品質向上・運用体制強化・販売体制強化等の成長投資を継続するとともに、必要に応じてM&A及び資本業務提携等を機動的に推進し、技術、人材、運用体制、販路等を補完していくことが重要であると認識しております。M&A及び資本業務提携等は、案件の進捗により意思決定及び実行のタイミングが前後し得ることから、機会を逸しないためにも、あらかじめ必要と考えられる資金の一部を確保しておくことが肝要であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号を割当先とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を実施いたします。本資金調達の目的は、(1) 既存事業の成長を加速させるため、人材、プロダクト開発、販促・営業強化、基盤・運用体制の強化等の成長投資を前倒しで実行すること、及び(2) M&A及び資本業務提携等に関わる資金を確保し、当社の既存領域(ALogシリーズ、Network All Cloud(Verona・Hypersonix等)、NATURE SERIES、セキュサポ等)と親和性の高い周辺領域を機動的に補完することにあります。

また、本資金調達は、払込時点で確定的に入金される本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額(オプション料(プレミアム))と、原則として本新株予約権の発行日から1年経過後以降に段階的に行使され、行使の都度入金される本新株予約権の行使代金の組合せであることから、入金タイミングの差異を踏まえ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額(オプション料(プレミアム))による調達資金は主として既存事業への投資及びM&A等への待機資金に充当し、本新株予約権の行使による調達資金は主としてM&A等に係る資金の積上げに充当することで、投資実行の確度と資金繰りの整合を図ります。

当社は、2025年12月期の業績において、売上高5,936百万円(前期比+24.5%)、営業利益1,051百万円(同+99.8%)、親会社株主に帰属する当期純利益751百万円(同+95.3%)となり、2023年12月期以降の成長投資(人材、プロダクト開発、AI等の機能強化、運用支援、アライアンス等)の成果が、売上成長と収益性の改善として顕在化しております。

他方、生成AIの普及等によりサイバー攻撃が高度化し、ユーザ企業におけるセキュリティ投資の重要性が一段と増す中、当社が中長期的に競争優位を維持し成長を継続するためには、国産SIEM「ALog」シリーズ、Network All Cloud(Verona・Hypersonix等)、NATURE SERIES、セキュサポ等の既存サービスの機能強化・品質向上・運用体制強化・販売体制強化を、従来計画より前倒しで実行することが必要であると判断しております。加えて、当社の既存領域と親和性の高い周辺領域を補完するM&A等は、案件進捗により意思決定・実行時期が前後し得るため、機会を逸しないよう一定の待機資金を確保することが合理的と判断しました。

また、経済産業省は2025年3月に「サイバーセキュリティ産業振興戦略」を公表し、企業のセキュリティ対策ニーズの高まりや、ソフトウェア・IoT製品・サプライチェーンセキュリティ等に関する政策(認証制度、ガイドライン等)を通じて、今後さらに需要が高まる見通しを示しております。こうした外部環境の追い風を踏まえ、当社としては、足下の成長を確実に中長期の企業価値向上につなげるため、今のタイミングで成長投資及びM&A等を機動的に実行できる資金枠を確保することが必要であると判断しております。

なお、別途開示の自己株式取得(約1,000百万円)は、将来の転換・行使に際して交付する株式について原則として自己株式を充当する方針の下、将来の株式交付に備えた自己株式の確保を主目的としております。自己株式取得資金の原資は手元現金を中心としており、当社としては、成長投資資金の確保と自己株式の確保を両立させつつ、事業運営上必要な手元流動性も確保する観点から、本資金調達により成長資金を確保することが合理的と判断しております。

本資金調達に係る調達額の内訳・使途の詳細は、下記「(手取金の具体的な使途)」にて記載しているとあります。

用語注釈

注1：SIEM：Security Information and Event Management(ログ等を収集・分析し、異常検知等を行う仕組み)

注2：MDR：Managed Detection and Response(検知・分析・対応等の運用支援)

注3：CSIRT：Computer Security Incident Response Team(セキュリティ事故対応チーム。インシデント対応の専門組織)

(手取金の具体的な使途)

既存事業への投資(1,000百万円)

当社は、ALogシリーズ、Network All Cloud(Verona・Hypersonix等)、NATURE SERIES及びセキュサポ等の競争力強化と提供価値の高度化を通じて、継続的な成長を図る方針です。

当該方針に基づき、主として以下に充当する予定です。

- ・人材(開発・営業・顧客対応・運用等)の拡充(350百万円)
 - ALog / ALog Cloud / ALog MDR / Verona、Hypersonix、NATURE SERIES、セキュサポ等に係る開発・導入・運用・顧客対応体制の強化
- ・プロダクト開発(内製・外注)の推進(300百万円)
 - ALogシリーズのAI等の各機能強化、検知・分析・報告の高度化及び品質向上、Verona・Hypersonix等のサービス拡張・運用自動化等
- ・販促・営業強化(250百万円)
 - 代理店・パートナー施策、提案活動の高度化、導入支援コンテンツ整備、案件創出施策等
- ・基盤・運用体制の強化(100百万円)
 - 監視・運用基盤、品質管理、障害対応体制等の強化

(注) 上記の具体的な施策及び対象プロダクト・サービスは、顧客需要、競争環境、採用環境及び開発計画の進捗等を踏まえ、投資効果の高い領域に優先的に配分する方針であり、区分内において投資対象の入れ替えや優先順位の変更が生じる可能性があります。資金使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

M&A及び資本業務提携に関わる費用(1,545百万円)

当社は、当社の既存領域(ALogシリーズ、Network All Cloud(Verona・Hypersonix等)、NATURE SERIES、セキュサポ等)と親和性の高い周辺領域の補完を目的として、M&A及び資本業務提携等を検討いたします。想定する投資形態には、事業の取得(株式取得・事業譲受等)に限らず、資本業務提携、共同事業(ジョイントベンチャー)への参画、マイノリティ出資等も含まれます。

当該資金は、主として以下に充当する予定です。

- ・取得対価(1,277百万円)
- ・取引費用(法務・会計税務・評価・登記等)(93百万円)
- ・統合・立上げに係る費用(人材、システム、運用体制等)(134百万円)
- ・価格調整・運転資金増分等の不確実性に備える予備枠(41百万円)

なお、本日開示の資本業務提携は、創業者の保有株式の第三者への譲渡によるものであり、当社の資金支出又は新株式の発行を伴わないため、本資金調達の資金を充当する予定はありません。

また、割当予定先は、当社への資本提供に加え、当社の事業・資本政策に資する業務提携先や資本業務提携先の紹介等の支援を行う方針を有しており、当社が割当予定先から業務提携先や資本業務提携先の紹介を受ける可能性があります。

(注) M&A及び資本業務提携等については、現時点で候補先、個別投資金額、実施時期は定まっておりません。支出予定期間中に上記金額分のM&A等を実施しなかった場合であっても、当該期間の経過後も引き続きM&A等に関わる費用に充当することを含め、事業環境及び投資機会を継続的に検討いたします。また、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金分配を見直す可能性があります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. ロックアップについて

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、払込期日から12か月後の応当日までの間、割当予定先の事前の書面又は電磁的方法による承諾を受けることなく、以下(ア)及び(イ)に記載する行為を行わない旨を合意する予定です。

(ア) 当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式に転換若しくは交換されうる有価証券、若しくは当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券(以下「本証券」といいます。)に関する、発行、募集、貸付、売付若しくは売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出し(金融商品取引法第2条第4項に定めるものをいい、証券会社による引受けを伴うものに限ります。)について同意すること若しくはそのための機関決定を行うこと、又は当社の指示により行為する法人若しくは個人に、上記行為を行わせること

(イ) (ア)に記載する行為を行うことを企図していること、又はそれに同意することを、発表又は公表すること
但し、 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権による当社の株式の交付、 株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、 本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使による当社の株式の交付、 吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、 当社のストックオプション制度、業績連動型株式報酬制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づく当社の新株予約権又は株式の発行又は交付、 会社法第194条第3項に基づく自己株式の売り渡し、 当社が他の事業会社との間で行う事業上又は業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して行う当該他の事業会社に対する本証券の発行又は交付は、上記(ア)及び(イ)で禁止される行為には当たらない旨が定められる予定です。

2. ロックアップについて

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項について決議をしています。

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	320,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合3.76%)
(3) 株式の取得価額の総額	1,056,000,000円(上限)
(4) 取得期間	2026年2月13日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

3. 当社株式の売出しについて

当社の主要株主である筆頭株主である株式会社チャクル(以下「チャクル」といいます。)は、以下のとおり、チャクルが保有する当社の普通株式2,329,600株の全て(2025年12月31日現在の発行済株式総数8,830,400株に対する所有割合26.38%)を、市場外での相対取引によりキヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下「キヤノンMJ」といいます。)、サイバーソリューションズ株式会社(以下「サイバーソリューションズ」といいます。)、株式会社菱友システムズ(以下「菱友システムズ」といいます。)及びサイバーソリューションズ役員の資産管理会社であるEnde Flusses合同会社(以下「Ende Flusses」といい、キヤノンMJ、サイバーソリューションズ、菱友システムズとあわせて「本譲受人」と総称します。)にそれぞれ譲渡する当社株式の売出し(以下「本売出し」といいます。)を行います。

なお、本売出しが実行された場合、本譲受人が保有することとなる当社株式の数は、それぞれキヤノンMJが1,195,000株(2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個に対する割合14.06%)、サイバーソリューションズが562,000株(2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個に対する割合6.61%)、菱友システムズが270,000株(2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個に対する割合3.18%)、Ende Flussesが302,600株

(2025年12月31日現在の総株主の議決権の数84,976個に対する割合3.56%)となります。

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式2,329,600株
(2) 売出価格	1株につき3,003円 売出価格については、それぞれ本売出しの当事者間における協議の上、決定されております。
(3) 売出価額の総額	6,995,788,800円
(4) 売出株式の所有者及び売出株式数	チャクル 2,329,600株
(5) 売出方法	チャクルによる、本譲受人に対する市場外での相対取引による当社普通株式の譲渡
(6) 申込期間	2026年2月12日
(7) 受渡期日	2026年2月19日
(8) 申込証拠金	該当事項はありません。
(9) その他	上記については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a . 割当予定先の概要

名称	シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合 1号	
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	
出資額	5,100,000,000円	
組成目的	グロース市場等の国内上場企業に対する第三者割当による成長資金の投資	
主たる出資者及びその出資比率	シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社横浜銀行、株式会社静岡銀行、国内大手企業年金	
業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	無限責任組合員 シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水嶋 浩雅
	資本金	1千万円
	事業の内容	1. 投資事業組合財産の運用及び管理 2. 有価証券の取得、管理、保有及び処分 3. 前各号に付帯又は関連する一切の事業
	主たる出資者及び出資比率	株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 100%

(注) 割当予定先の出資者の出資比率及び国内大手企業年金の名称については、顧客の守秘義務の観点から非開示とするよう割当予定先より要請されており、開示は控えさせていただきます。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c . 提出者と割当予定先の業務執行組合員等との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 特記している場合を除き、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、上記「4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途（募集の目的及び理由）」に記載のとおり、国産SIEM「ALog」シリーズとNetwork All Cloud(Verona・Hypersonix等)に加え、NATURE SERIES・セキュサポ等の運用支援を拡充し、継続課金の積上げと支援領域の拡大を進めており、これらの成長戦略を前倒しで実行するための資金調達手法について、戦略的・中長期的な観点から2025年3月より検討を重ねてまいりました。

そのような中、エンゲージメント投資に定評があり、成長企業の事業支援に強みを持つシンプレクスが運用する割当予定先から、当社の成長ポテンシャル及び事業戦略に対する深い理解と長期的支援の意向を受け、2025年6月より協議を開始いたしました。その後、協議を重ねた結果、当社の意向に合致する形で資金調達スキームに合意いたしました。

同ファンドは、官民ファンドである株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)が出資する成長支援ファンドの投資案件でもあり、信頼性があるとともに、地方に根差した成長意欲ある中堅・中小企業への投資を通じて、地域経済の活性化と企業価値向上の双方を実現することを目的としています。当社のように、グロース市場等に上場する成長企業に対して、資本の提供のみならず、業務提携先の紹介やIR活動の支援等、事業・経営両面での中長期的伴走支援を行う方針を有している点も、極めて親和性が高いと判断しました。

これらを総合的に勘案し、当社は、割当予定先を本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として選定することを決定いたしました。今後、同ファンドとの連携を通じて、上述した成長戦略をより一層推進し、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の転換によって交付される株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を当該本新株予約権付社債に係る転換価額で除した数とし、その全てが割当予定先に割り当てられます。また、但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。なお、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式の総数は458,435株(本有価証券届出書提出日現在における見込数であり、当初転換価額を3,272円と仮定した場合における交付株式数です。)です。

本新株予約権の目的である株式の総数は320,000株であり、その全てが割当予定先に割り当てられます(但し、別記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

なお、当社は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に際して交付する当社普通株式について、原則として自己株式を充当する方針です。自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる場合には、必要な手続を経た上で、事前の自己株式の追加取得又は新株式の発行等により必要株式数の確保を図る可能性があります。

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権行使した上で売却する際ににおける投資資金の回収)を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。但し、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

また、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債) (新株予約権付社債に関する事項) (注) 5. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項」に記載のとおり、本新株予約権付社債の発行日から1年間は、原則として、割当予定先は本新株予約権付社債の転換を請求できず、また、上記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 3. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行日から1年間は、原則として、割当予定先は本新株予約権を行使できないことを合意する予定です。

なお、当社と、割当予定先が締結する本第三者割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨を合意する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先について、本日現在において本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、割当予定先に係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるシンプレクスが行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束がある旨を確認することで、割当予定先は、払込期日までに各出資者から本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込みのために必要かつ十分な資金を確保する見込みがあることを確認しております。

また、シンプレクスへのヒアリング等を通じて、割当予定先の各出資者がキャピタルコールに応じて割当予定先に対して出資を行う意思があることを確認しており、キャピタルコールに対応する、各出資者の割当予定先に対する出資の履行の意思及び出資の能力に問題がないことを確認しております。

なお、当社と割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、割当予定先から、払込期日において、割当予定先が払込みに要する十分な現金を有する旨の表明及び保証を得ます。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、割当予定先及びその組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役：小板橋 仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号)に調査を依頼し、2026年1月29日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、割当予定先若しくはその組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、シンプレクスは、割当予定先が保有する株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する本第三者割当契約において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 順三、以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年2月10日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(2,974円)、予定配当額(15.73円／株)、無リスク利子率(1.7%)、ボラティリティ(52.5%)、クレジットスプレッド(0.2% - 1.1%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面100円当たり97.2円から100.2円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権付社債の払込金額を額面100円当たり100円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権付社債の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果、評価額レンジの下限が本日以降の株価の上昇等を理由として額面100円当たり100円を上回ることとなる場合には、かかる評価額レンジの下限の金額を本新株予約権付社債の払込金額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果の上限が額面100円当たり100円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権付社債の払込金額は、本日決定された額面100円当たり100円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権付社債の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、払込金額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権付社債の払込金額が、額面100円当たり100円を下回って決定されることはありません。また、転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を転換価額といたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権付社債の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権付社債の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権付社債の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権付社債の価値と条件決定日時点における本新株予約権付社債の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権付社債の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権付社債の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年2月10日)の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(2,974円)、予定配当額(15.73円／株)、無リスク利子率(1.7%)、ボラティリティ(52.5%)、クレジットスプレッド(0.2% - 1.1%)及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等)を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を2,558円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日(発行決議日)以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として2,558円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といいたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が2,558円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された2,558円のままといいたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である2,558円を下回って決定されることはありません。また、本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との協議を経て、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を行使価額といいたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の全部が本日時点における見込み当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数458,435株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数320,000株を合算した総株式数は778,435株であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数8,830,400株に対し最大8.82%(2025年12月31日現在の当社議決権個数84,976個に対しては最大9.16%)の割合となります。当社は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に際して交付する当社普通株式について、原則として自己株式を充当する方針であることから、(自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる際に新株式の発行を行う場合を除き)本件により当社の発行済株式総数が増加することは想定しておりません。他方、自己株式は、その処分の前には議決権を有しないため、自己株式の交付により議決権株式が増加し、議決権比率ベースでは希薄化が生じます。

また、本資金調達により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

さらに、当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権付社債を普通株式に転換し、また、本新株予約権を使用した上で売却する際に投資資金の回収)を目的としているため、本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、並びに本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式の将来的な売却についても、市場での売却を否定するものではないものの、当社の事業成長や資本政策に資する戦略的な相手先及び機関投資家等への譲渡を基本としている旨の説明を口頭にて受けております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南二丁目16番6号	1,195,000	14.61	1,195,000	13.34
石田 晃太	千葉県船橋市	1,116,456	13.65	1,116,456	12.47
シンプレクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限責任組合1号	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号			778,435	8.69
サイバーソリューションズ株式会社	東京都港区芝浦三丁目4番1号	562,000	6.87	562,000	6.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	481,500	5.89	481,500	5.38
日本マスター トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	367,700	4.50	367,700	4.11
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	東京都港区海岸一丁目16番1号	352,000	4.30	352,000	3.93
伊藤 整一	千葉県市川市	303,200	3.71	303,200	3.39
Ende Flusses合同会社	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目526番地8スカイコート武蔵小杉201室	302,600	3.70	302,600	3.38
株式会社菱友システムズ	東京都港区芝浦一丁目2番3号	270,000	3.30	74,000	3.01
計		4,950,456	60.54	5,728,891	63.97

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿上の株式数(自己株式を除きます。)から、本有価証券届出書提出日と同日公表の「資本業務提携、株式の売出し、並びに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載の株式会社チャカルによる当社普通株式の売出し及び本有価証券届出書提出日と同日公表の「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」に記載の自己株式の取得(上限である320,000株を取得したと仮定しております。)をそれぞれ反映して算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2025年12月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本有価証券届出書提出日と同日公表の「資本業務提携、株式の売出し、並びに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載の株式会社チャカルによる当社普通株式の売出し及び本有価証券届出書提出日と同日公表の「自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」に記載の自己株式の取得(上限である320,000株を取得したと仮定しております。)をそれぞれ反映した所有株式数及び所有議決権数に、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式及び本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式及び本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第30期中(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2025年8月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年2月12日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社網屋 本店

(東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。